

2006年164回通常国会にて成立した 「改正」入管法の概要と論点

6月16日に閉幕した今年度の通常国会（164回）では、「共謀法」や「教育基本法改正案」などが国民的な議論となりました。そのような中で一部マスコミ等では報道されはしたものの、それほど大きな関心と呼ぶことなく「改正出入国管理・難民認定法（以下入管法）案」が可決成立しました。この「改正」法は、日本に入国する16歳以上の外国人に指紋や顔画像等生体情報の提供を義務付けることとされ、2007年秋からの実施をめざしています。これにより、今後外国人が日本へ出入国する際、大きな影響を与えることとなります。2001年の9.11同時多発テロにより、すでに米国では全ての入国する外国人に対して、同様の生体情報の提供を義務付けていますが、日本でこれが実施されると世界で二番目のケースとなります。そこで、実際に今回どこの「改正」されたのか、法務省の発表資料を掲載し、さらにどこが問題点として指摘されているか、日弁連の資料および参議院法務委員会の質疑からその要点を見て行きます。

<編集部>

「改正」入管法の概要 法務省発表資料より

第164回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）」について

1. テロの未然防止のための規定整備¹

政府は、平成16年12月、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定しました。行動計画では、①法務省は、入国審査（上陸審査）時に外国人（特別永住者等を除く。）の指紋採取及び写真撮影を行うことを内容とする入管法の改正案を平成18年の通常国会に提出すること、②法務省は、関係省庁の協議により認定されたテロリストの入国を阻止し、又はこれを退去強制とすることを内容とする入管法の改正案を平成18年の通常国会に提出すること、③法務省を含む

関係省庁は、航空機及び船舶の長に対し乗員・乗客名簿の事前提出を義務付けることを内容とする法整備について平成18年度に必要な措置を講ずることとされました。

（1）上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供に関する規定等の整備【施行日：公布日から1年6カ月を超えない範囲内】

・日本に入国しようとする外国人は、上陸審査時に電磁的方式によって指紋等の個人識別情報（指紋採取と顔写真の撮影）を提供しなければならない。（但し、特別永住、16歳未満、「外交」「公用」、国の行政機関の長が招聘する者を除く）

（2）外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備。【施行日：平成18年6月13日】

・テロリストとは「公衆等脅迫目的の犯罪行為」、その「予備行為」、「その実行を容易にする行為」を行う恐れがあると認めるに足りる相当の理由

がある者として法務大臣が認定する者。または、国連安全保障理事会決議等の国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされるとされる者。

(3) 航空機、船舶の長に対し乗員・乗客名簿の事前提出を義務付ける規定の整備。【施行日：公布日から1年を超えない範囲】

- ・報告義務違反、虚偽報告に対しては50万円以下の過料

2. 出入国管理の一層の円滑化のための措置

問題のない特定の外国人の利便性を高めるために出入国手続の簡素化・迅速化を図ること、及び退去強制の迅速・円滑化を図ることが求められていることから、入管法の所要の整備を行うこととしました。

(1) 上陸審査手続を簡素化・迅速化するための規定整備（自動化ゲートの導入）【施行日：公布日から1年6月を超えない範囲内】

- ・日本から出国する前に指紋等の個人情報を提出し自動化ゲートの利用希望を登録した者は自動化ゲートの利用ができる。但し①再入国許可、難民旅行証明を所持していること ②上陸拒否事由に該当しないこと、が条件。再来日の上陸申請時、再度指紋等の個人情報を提供することにより、上陸許可の証印をうけることなく、自動化ゲートを通過することが可能となる。
- ・日本人、当該外国人の出帰国時の自動化ゲート利用については、法務省令で整備する予定。

(2) 本国送還の原則緩和による退去強制の迅速化・円滑化を図るための規定の整備 【施行日：平成18年11月24日】

- ・自費出国（退去強制令書の発付を受けた外国人

が、入管の許可を受けて自らの負担により日本から退去する場合）の許可を受けたものは、「本国送還の原則」²を緩和し本国以外の受入国への送還が可能となる。

3. 構造改革特別区域法（特区）による特別措置等を全国で実施するための規定の整備

政府（構造改革特別区域推進本部）は、構造改革特別区域において講じられている外国人研究者受入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業等を全国において実施するための措置を、平成17年度中にとることを決定しています。そこで、これを踏まえ、入管法の所要の整備を行うこととしました。

(1) 構造改革特別区域法による特別措置等を全国で実施するための規定の整備。【施行日：平成18年11月24日】

- ・在留資格「特定活動」に特定研究活動、特定研究事業活動、特定情報処理活動、およびその家族滞在を加える。
- ・上記に順ずる措置として、同資格に外国人教授の教育活動およびその家族滞在を加える。
- ・在留期間の上限を3年から5年に伸長する。

主要な問題点・論点

日本弁護士連合会 入管法「改正」法案の徹底した審議を求める会長声明³より

- 日本に入国する全ての外国人（特別永住者、16歳未満の外国人などを除く）に「個人識別情報」の提供を義務付けるものであり、具体的には指紋情報の提供義務化が予定されている。これは、外国人のプライバシー権を侵害し、

品位を傷つける取扱いの禁止（国際人権自由権規約7条）に抵触するものである。

- 入国時に取得した生体情報を全て保管してデータベース化し、犯罪捜査や在留管理に利用しようとするものであるが、このことは、外国人の自己情報コントロール権を侵害し、外国人全体があたかも危険な集団であるかのような偏見を生み出すおそれがある。
- 国会審議において与党議員からも、入国時に取得した生体情報は、入国審査完了後は、テロの未然防止の目的を達したものであるから直ちに廃棄すべきであるなどの意見が出されている。
- テロリズムの定義は、国際社会においても確立されておらず、テロリズムを正確に定義することは困難である。民族自決権に基づく少数派の独立運動や抵抗運動との区別が難しい。これらの運動の否定につながる危険がある。
- この「改正」を契機に「自動化ゲート」が導入されようとしている。これにより、指紋情報などの利用は日本人や特別永住者をも対象とすることを予定しており、このしくみによって提供された生体情報もまた、犯罪捜査その他に利用することが可能となることが国会審議の中で明らかとなっている。
- 自動化ゲートを利用するために生体情報を提供する者は、このような目的外の利用を想定していない。また、今後、自動化ゲートの利用が事実上強制される結果となることが危惧されるなど、指紋情報の管理を通して監視社会を招来する危険性が高められる。

参議院法務委員会での松岡徹議員（民主党）の質疑⁴より

- 個人情報保護法にのっとり、生体情報である指紋、顔情報の利用目的をテロ対策、不法滞

在者対策と限定し、はっきり条文に載せるべきである。

- 特別永住者のみが除外され、永住等の定住者には適応されるが、その根拠が不鮮明である。
- どのような生体情報が対象になるかは、法務省令ではなく国会審議が必要な法令で定義すべきである。
- 問題のない外国人の生態情報は出国後に消去すべきである。年700万人もの入国外国人の情報を70年から80年間保管することは、日本に入国する外国人を全て犯罪予備軍として扱うことになる。また、これにどれくらい費用がかかるかという経済的試算も出されていない。
- 生体情報による出入国管理認証装置や自動化ゲートシステムの実証実験、試行運用については、バミューダに本社があるアクセンチュア社が10万円で落札している。同社はアメリカの入国管理システム（US－VISIT）を10年1兆円で請け負っている会社であり、アメリカ議会でも税金逃れで問題にされた。このような海外の会社に大事なデータの運用を任せてよいのか。

(Footnotes)

¹ 第164回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）」について http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/happyou/20060524_law43.pdf

² 本国送還の原則：退去強制を受ける場合は、その者の国籍（市民権）の属する国に送還するという原則

³ <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060515.html>

⁴ http://www.matsuoka-toru.jp/2006/05/post_cb5d.html